

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村における地域活力や住民サービスを維持することができるようにするため、普通交付税の合併算定替の期間の延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うこと。
2. 合併特例債については、公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。